



## 長寿時代における高齢者見守りに関わる 専門家の公序良俗違反からの考察

MUFG相続研究所 首席研究員 こたに 小谷 こういち 亨一

近年、高齢者の判断力低下や高齢者心理を悪用したとして、いくつかの公序良俗違反の判決が出ている。今後、長寿時代・おひとりさま時代においてこの問題は極めて重要であると考えられる。そこで今回2つの例を紹介しながら、今後のあり方の一例を考察する。

### 〈事例①〉(大阪高等裁判所判決／平成25年(ネ)第1687号)

#### 本件の概略



遺言者は、遺言作成当時87歳という高齢であり、ひどい物忘れや短期記憶力の低下等アルツハイマー病の初期症状が出ていた。

その後、89歳で秘密証書遺言を作成、作成当時症状がさらに進行・悪化していた状況において、作成した遺言内容はそれまで多くの相談をし、信頼していた弁護士に財産を遺贈するというものになっていた。

判決を要約すると「認知症の患者は目の前の人の言うことが全てという考えに陥りやすく、他者に迎合しやすい傾向が一般的に認められる。そのような状況下、弁護士資格を有し、種々の相談に乗ることが可能な人物の影響は非常に大きく、相談に乗る中で遺言者の判断能力や思考力、体力の衰えや同人の孤独感などを利用して、遺言者の真意の確認よりも合理性を欠く自己の利益を図る目的で遺言作成に不適切に関与し、5億円以上にわたる遺贈を受けようとした。これは、依頼人の信頼と無思慮に乗じ、弁護士として依頼内容実現のための最善の措置をとるべき誠実義務(弁護士法1条)や高い品性の保持(弁護士法2条)に違反し、著しく社会的相当性を欠いた」とし、遺言者の遺言能力は認めたものの、その内容に関し自分に有利になるようなバイアスを与えたとして公序良俗違反を理由に本自筆証書遺言及び秘密証書遺言を無効としている。



次ページへつづく▶

## 〈事例②〉名古屋地方裁判所岡崎支部判決／平成30年(ワ)第624号、令和2年(ワ)第282号)

### 本件の概略



身寄りのいない高齢者の身元保証代行を請け負う特定非営利活動(NPO)法人は、市養護老人ホームへの身寄りのない入所者に対して身元保証契約と私署の死因贈与契約を一体として締結した。

その後入所者の死亡に伴い、当該NPO法人が死因贈与契約に基づき払い出しを行なおうとした際に、預金先金融機関が、契約書に不備があることや過去に他の入所者遺族とも争いとなっていた事実をもって支払いを拒んだことから訴訟となった。



地裁判決は、本契約に関し、市養護老人ホーム及び当該NPO法人は、本件において身元保証契約を締結する必要がないことを知りながら、入所者が保証人をつけなければ市養護老人ホームを退所しなければならないかもしれないという不安に乗じて、本件身元保証契約及び死因贈与契約を締結し、その行為は判断能力の衰えた高齢者の保護を図る消費者契約法4条3項5号<sup>※1</sup>に抵触すること、かつ本件死因贈与契約は公正証書によるものではなく、入所者の意思確認を確実にしているとはいえない上、その内容に関する説明もほとんど行っておらず契約締結課程に問題があったとした。

また身元保証契約内容に関しても債務履行可能性のない内容が含まれていたこと、同契約にある登録料や管理費との名目の内容が不明確であること、さらに本件における費用負担は身元保証契約時の預り金で足りており、そもそも死因贈与契約を行う必要がないため、この契約は明らかに対価性を欠き暴利であるといわざる得ないこと、本件死因贈与契約の執行者は、受贈者が担っており死後事務を適切に行ったことを確認することができなくなっていることなどをあげ、本件死因贈与契約は問題があるとして本件死因贈与契約は平成29年法律第44号による改正前の民法90条<sup>※2</sup>の規定する公序良俗に違反し、無効であると認定するのが相当であるとしたもの。



## この2つの裁判例が示す課題と解決に向けての考察～地域と金融機関の見守り連携～

この2つの例は、公序良俗違反や消費者契約法抵触を取り上げて、遺言や契約を無効としたものであるが、一方遺言能力や行為能力そのものを否定したものではない。ここに大きな課題が潜んでいると考える。

今後の長寿時代においては、本例のように高齢者の信頼や高齢者の認知特性（注意力や集中力の低下など）や行動特性（誤誘導に脆弱など）を利用した不正について、どのように防止策を作り上げなければならないかが問われていることになる。

つまり、身元保証代行など高齢者向けサービスを提供する事業者や士業者は、高齢者に寄り添い相談を受けることが多いことから、高い信頼を得ることが容易に想定される。そのため、一線を越えないための透明性を確保する仕組みが必要になる。例えば、組織において組織内の不正に対してのけん制機能として、担当先への第三者の関与（例えば上司など）であり、また不正に対しての社内通報制度の強化などがあげられる。また、地域全体（家族・事業者・行政などの連携）においてそれぞれがけん制可能な見守りの役割を果たすことも重要である。最近では地域包括センターを中心に高齢者サポートが行われており、金融機関との連携も進み始めている。



もっとも現在においても、金融機関は不正払い出しの防止において重要な役割を担っているが、今後の長寿時代は、地域全体でのサポートが重視されており、そのような地域サポート制度設計においては、金融機関によるお金の見守りについて果たす役割は特に大きいと考える。

**〈事例②〉**においても地域金融機関が支払いを拒んだことで問題が発覚したと言っても過言ではないかもしれない。

銀行等の金融機関は、法令に基づく規制・監督や、組織内の牽制も比較的整っていると思われることから、今後地域における信頼できる高齢者等サポート体制の一翼として、今まで以上に踏み込んだお金の管理機能を自治体や事業者に提供し、不正防止につなげる役割を担っていくことも期待されている。

※1.消費者契約法4条3項5号

当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。

※2.民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法90条は「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」

意見にあたる部分は著者の見解であり、MUFG相続研究所の見解を代表するものではありません。なるべくわかりやすくするために、大幅に省略・簡略化した表現としています。個別具体的なことについては、専門家に具体的にご相談ください。本資料の無断複製、複写、転送等のご遠慮ください。

\*「MUFG相続研究所」は、三菱UFJ信託銀行が資産管理・資産承継に関する調査・研究・レポート作成等の業務を対外的に行う際の呼称です。